

生活保護の適正化に向けて

平成26年7月 大阪市

はじめに

- 生活保護制度は昭和25年の制度発足以来、時代に応じた抜本的改革がなされない中、平成20年秋のリーマンショック以降に失業が生活保護に直結する等、被保護世帯が急増していました。
- 本市では平成21年9月以降、生活保護行政について市全体で検討・検証を行い、国に対して制度改革要望を行うとともに、この間、取り組み可能な適正化策を講じてきました。
- また平成24年7月には、このままでは最後のセーフティネットとして持続できないという危機感から、制度を一から作り変えたいとの思いで抜本的な改革案を国に対して提案しました。

大阪市の取り組みの柱

適正化に向けた取り組み

- 区における不正受給調査専任チームや適正化推進チームを中心とした不正受給対策
- 生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化対策
- 働ける方には働いていただく就労自立支援

国への要望

- これまで、あらゆる機会を通じて国に対して制度改革提案・要望を行ってきました。
- 引き続き、適正化の取り組みの中で明らかになる新たな課題について、具体事例を蓄積し、制度改革提案・要望を行っていく。

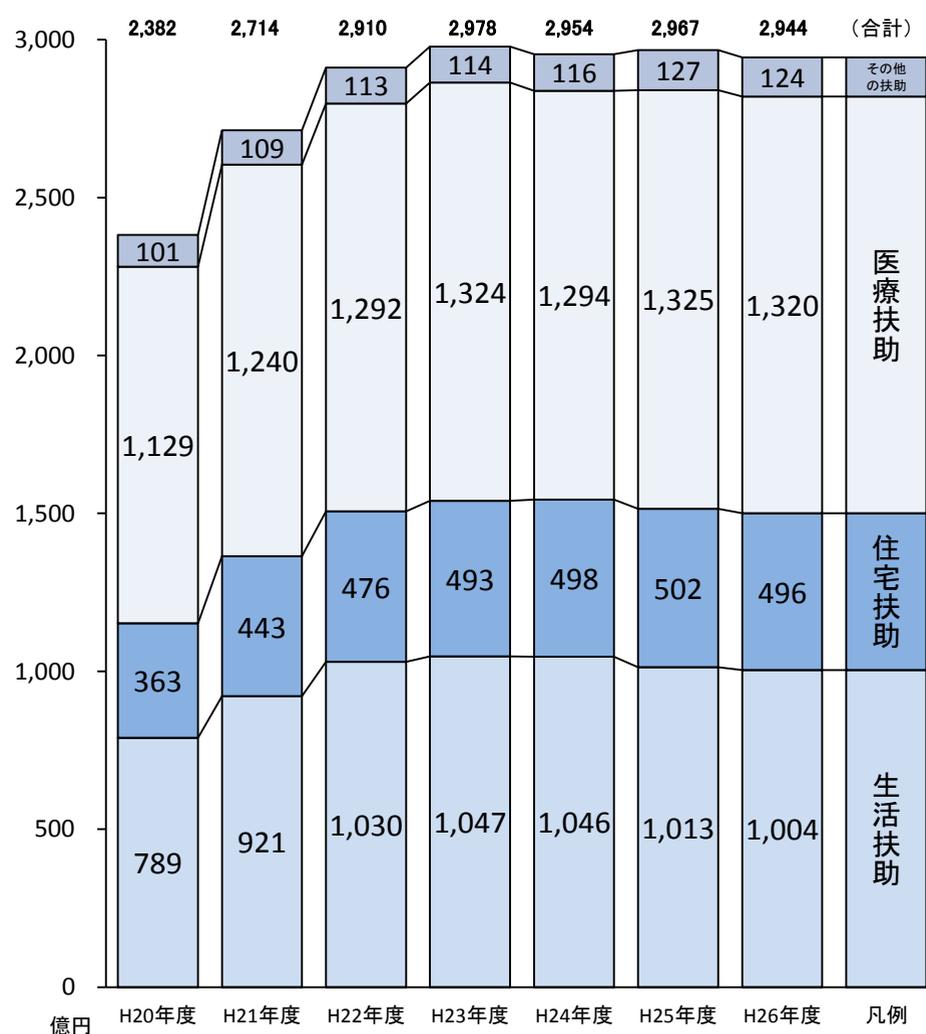
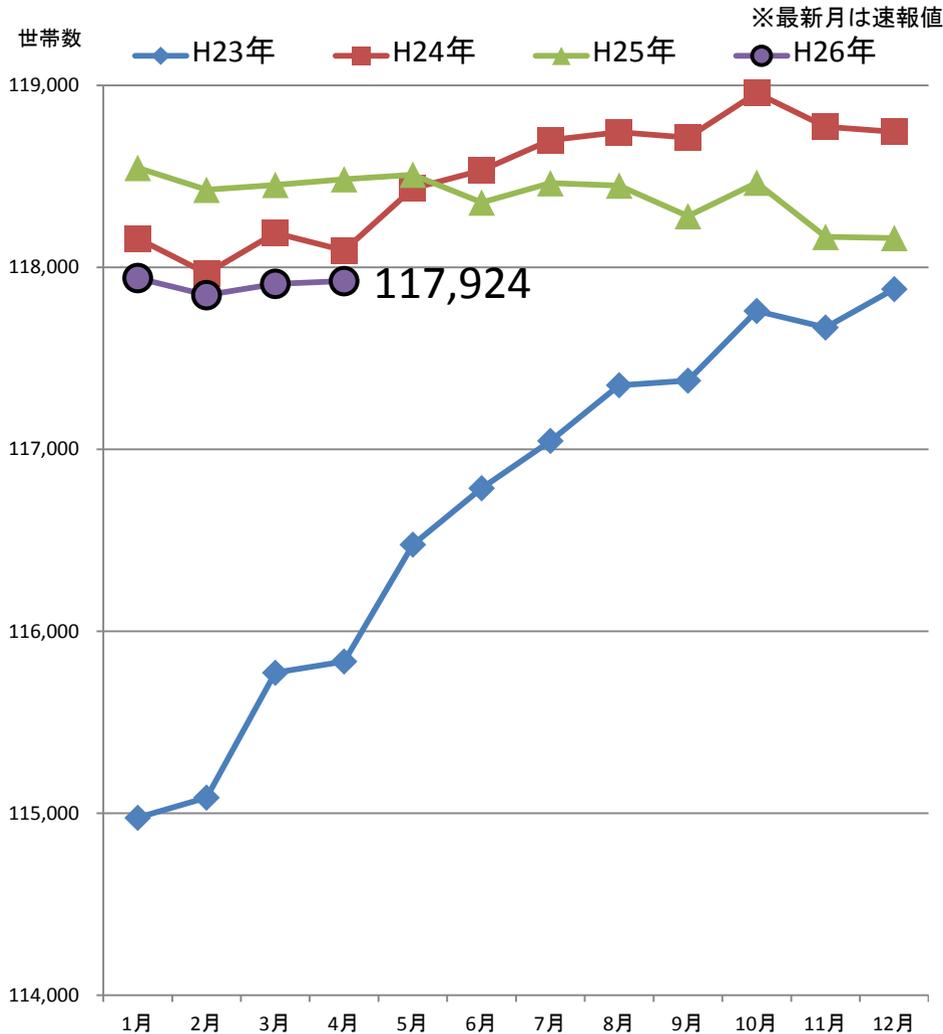
大阪市の状況

被保護世帯の動向

- 平成25年6月から11ヶ月連続で対前年同月比マイナス
- 高齢世帯は増加、稼働年齢層は減少傾向

生活保護費の動向

- 予算額は2年連続で対前年度比マイナス
H24:2,970億円→H25:2,967億円(▲3億円)→H26:2,944億円(▲23億円)
- この間の適正化の取り組み効果の表れ



※H20～H24年度は決算額、H25.H26年度は予算額

不正受給対策

区における「不正受給調査専任チーム」

- 平成24年度に全区に配置
- 体制: 担当係長 + 警察官OB + 嘱託職員

適正化推進チーム

- 平成21年11月に福祉局(当時、健康福祉局)に設置

- 日常のケースワーク業務では調査が困難である被保護者の詳細な生活実態把握等について重点的調査を実施するため、平成24年度より全区に不正受給調査専任チームを配置し、不正受給事案への対応を行っています。

(浪速区と西成区については、平成23年11月に先行配置)

- 日常のケースワーク業務では対応しきれない不正受給やいわゆる「貧困ビジネス」事業者、指定医療機関等からの不正請求に対して重点的調査を実施し、告訴・告発等の法的対応を視野に入れた厳正な対応を行うため、平成21年11月に設置しました。

	調査件数	左記の内、逮捕件数
(平成21年11月～平成24年3月)	53	30

【主な調査内容】

- 就労や年金などによる収入の未申告 (過少申告)
- 世帯員など居住実態の虚偽申告 (いわゆる偽装離婚や非居住)
- 預貯金や車の保有などの資産の未申告 など

- 平成24年度からは、区をまたがる不正受給や被保護者に不利益をもたらす恐れのある施設・団体等に関する調査を実施しています。
(指定医療機関への調査は次項に記載)

【主な調査内容】

- 被保護者等の困りこみ
- 被保護者等を利用した、不適正な賃貸借契約
- 事業者と被保護者が共謀した不正受給 など

対応事例(H26.2～3)

- アルコールや薬物等の依存症を持つものを支援するというNPOが管理運営する施設(法的位置づけは無い)に居住する方から、保護申請があった。 ※当該NPOは全国で20箇所運営(内閣府:事業報告書など)

- 次の様な不適切な内容を聞き取った。

【主な聞き取り内容】

- ・一つの部屋に複数人が居住する形態となっている。
- ・保護費の全額を当該NPOに寄付する旨と、その用途の全てを当該NPOに一任すること承諾する旨の文書を提出させている。
- ・個人の行動に強い制限をかけた入所契約書を承諾させている。

- 区と福祉局が一体となり、リーガルチェックも踏まえながら、改善が行わなければ当該物件を居宅とした保護は認めない対応とした。

- その後、平成26年6月に当該施設の現況を確認行ったところ、当初には設置されていたNPOの看板も無く、一般の住人と思われる人の出入りがあり、当該NPOは当地からは撤退したのではないと思われる。

	調査件数	保護停止・廃止、申請却下	法78条決定件数(※)
H23年度 (11月～3月)	106	22	17
H24年度	1,325(逮捕件数14)	344	253
H25年度	1,695(逮捕件数13)	414	262
	新規調査		
	1,213	482	

(※)生活保護法第78条(不正受給)による徴収金決定件数

- この間の、不正受給調査専任チームの取組みにより、不正受給への対応に一定の効果が現れているが、収入や資産を巧妙に隠す悪質な事案は依然として多く、調査能力の強化や不正を未然に防ぐ必要があります。

医療扶助適正化

指定医療機関に対する個別指導

特徴的傾向のある指定医療機関への個別指導

- レセプト管理システム(電子レセプト)を活用し、頻回受診や訪問診療が多いなど特徴的な傾向のある医療機関を抽出し指導を行っています。
- 不正・不当ではないが、不適切な診療報酬の請求が見受けられれば、返還を求めています。

	個別指導等件数	返還決定件数	返還額
H24年度	30件	8件	4,402千円
H25年度	35件	25件	63,056千円

疑義のある指定医療機関への個別指導

- 市民からの通報や実施機関等からの情報提供をもとに、不正・不当な診療報酬請求等の疑いのあった医療機関に対して個別指導を実施し、不正・不当の疑いが持たれる事案があれば検査を経て、行政上の措置を実施しています。

【行政上の措置】(平成21年11月～平成26年3月末現在)

指定取消: 医科1件
戒告: 医科2件、歯科5件、薬局1件
注意: 医科1件

年度	件数	返還決定額
H22年度	2件	20,020千円
H23年度	2件	33,244千円
H24年度	2件	4,278千円
H25年度	4件	76,441千円

就労自立支援

総合就職サポート事業

- 民間事業者のノウハウを最大限活用し、職場定着まで一貫して支援を実施

- 生活保護を受給している期間が長くなるほど、就労自立が難しくなる傾向にあります。
- そのため、この事業では、生活保護申請時を含む早期の段階から、「相談・助言」に始まり、「カウンセリング」、「ハローワークへの同行」、「就職あっせん」など、受給者に寄り添った支援を行っています。
- 事業者への事業提案指示に支援困難者への対策を盛り込むことで就職率の確保や向上を図っていきます。

年度	支援者数(人)	就職者数(人)	就職者数のうち保護廃止(世帯)
H23年度	7,943	4,134	178
H24年度	7,145	4,535	239
H25年度	6,513	4,403	229

ハローワークの常設窓口を区役所に設置

生活保護受給者等就労自立促進事業

平成26年2月開始: 港区、西淀川区、東淀川区、住吉区
平成26年3月開始: 浪速区、旭区、城東区、東住吉区、西成区

新たな適正化の取り組み

「留置施設等有用情報通知制度」

- 平成26年7月より試行実施
- 本来支給する必要のない生活保護費を止める等、保護の適正実施に繋ぐ

1 概要

- 生活保護受給者が逮捕・勾留され留置施設等に收容された場合、現行では各区保健福祉センターがその事実を把握する術が無いため、翌月の生活保護費を支給する場合があった。
- 本市が大阪府警察と本制度の協定を締結し、生活保護受給者が留置施設等に收容された情報提供を受けることで、本来支給する必要のない保護費を止めることができるなど、保護の適正実施に繋がる。

2 実施方法

- ① 大阪府警察において逮捕後に勾留決定した被留置者のうち、生活保護受給中であると認められる者の收容情報を本市福祉局生活福祉部保護課に通知。
- ② 提供された情報に基づいて福祉局生活福祉部保護課が当該区保健福祉センターに連絡。
- ③ 連絡を受けた区保健福祉センターは事実確認を行い必要な保護の変更を行う。

3 実施予定日 平成26年7月1日

《参考》

□ 大阪府個人情報審議会より、一定期間の試行実施が認められた。(平成26年3月10日答申)

□ 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律

第186条 被留置者には、次に掲げる物品であつて、留置施設におけるに日常生活に必要なものを貸与し、又は支給する。

- 一 衣類及び寝具
- 二 食事及び湯茶
- 三 日用品、筆記具その他の物品

2 被留置者には、前項に定めるもののほか、内閣府令で定めるところにより、必要に応じ、留置施設における日常生活に用いる物品を貸与し、又は嗜好品を支給することができる。

新たな適正化の取り組み

「留置施設等有用情報通知制度」イメージ図

- 大阪府警察より生活保護受給者と認められた者の留置者情報を大阪市に通知

大阪府警察

警察署

勾留した被疑者が、大阪市において生活保護を受給していると認められた場合

逮捕

被疑者

報告

大阪府警察本部

各署より情報を集約

協定書
締結

被留置者の
氏名・生年月日・性別・勾留後の
留置先・逮捕年月日を
通知

大阪市

区保健福祉センター

- ・世帯への連絡、訪問等により速やかに事実を確認
- ・居住実態が確認できなければ保護費の支給方法を窓口払いに変更

生活(所在)の実態に応じた適正な保護費の支給

連絡

福祉局保護課

- ・保護の実施機関である区保健福祉センターに速やかに連絡
- ・生活保護受給の事実が無ければ情報を破棄

国への制度改革提案・要望

生活保護法の一部を改正する法律

- 平成25年12月に成立(平成26年7月施行)
- 生活保護制度発足以降、初の大幅な見直し

生活保護適正化連絡会議

- 副市長をトップとして代表区をはじめ、関係部局で構成する全庁的な組織

- 今回の法改正にあたっては、これまで本市が提案・要望してきた事項が数多く盛り込まれました。

【生活保護法改案(主な改正内容)】

- ① 就労による自立の促進
- ② 健康・生活面等に着目した支援
- ③ 不正・不適正受給対策の強化等
- ④ 医療扶助の適正化

盛り込まれた本市の提案・要望事項(主なもの)

- 福祉事務所の調査権限の強化
→官公署に対しては回答義務が付された
- 返還金と保護費の相殺
- 医療扶助の適正化
→指定要件の具体化や6年ごとの更新 など

なお残る課題(主なもの)

- 不正受給に対する実質的な罰則の強化
- 医療費の一部自己負担の導入
- 生活保護費の扶助のあり方(ワンバスケット方式) など

- 平成21年9月、市全体の共通の課題認識に立ち、生活保護に関する諸課題に取り組んでいくため、市長をトップとする全庁横断体制「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」(以下、「PT」という。)を設置し、平成23年度末までに23回の委員会を開催しました。

- PTにおける取り組みを通じて、現行制度で実行可能な適正化策(不正対策や就労支援)に着実に取り組むとともに、国への制度の抜本的改革要望を行ってきました。

- 平成24年4月に新たに副市長をトップとした「生活保護適正化連絡会議」を設置し、生活保護の適正な執行を確保していくため、より効果的・効率的な手法や体制及び国への制度改革要望について市全体で検討を進めています。

- 平成25年度からは、平成27年4月に施行される「生活困窮者自立支援制度」についても検討を行っています。

【平成25年度:適正化連絡会議メンバー】

委員長:副市長

委員:区長会代表区長(浪速区)

代表区保健福祉センター所長(東淀川区、生野区、西成区)

人事室長、財政局長、健康局長、福祉局長

検討・検証を実施

あらゆる機会を通じて国に制度改革提案・要望を行う